

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
群馬県	県	群馬県住宅用太陽光発電設備等導入資金融資	融資	【対象設備】 1 太陽光発電設備(1kW 以上 10kW 未満) 2 家庭用蓄電池単体 3 V2H 単体 4 上記 1 と 2 又は 3 の併せての導入 ※家庭用蓄電池は、太陽光発電設備と連携可能な定置用リチウムイオン電池で、蓄電容量が1kWh以上で、定格出力が 500W 以上の設備 <注> ・設置時点で全て未使用品であること。 ・蓄電池のみまたは V2H 設備のみを設置する場合は、住宅用太陽光発電設備が設置されており、かつ、太陽光発電設備と連携できる設備であること。	・元均等月賦償還(元均等半年償還との併用可) ・年利 1%(固定)	R3.4.1～ R4.3.31 (予算の範囲内)	http://www.pref.gunma.jp/04/bl0100031.html	気候変動対策課 027-897-2752
群馬県	高崎市	高崎市住宅用太陽光発電システム導入補助金	補助金	設置工事完了後申請で、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに系統連系を開始すること	1kW あたり 10,000 円 上限 50,000 円	R3.7.1～ R4.3.31	https://www.city.takasaka-gunma.jp/docs/2020040300012/	環境政策課 027-321-1251
群馬県	太田市	太田市太陽光発電システム導入報奨金事業	補助金 (太田市金券)	自己が所有し居住する市内の住宅に令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日の期間に 2kW 以上の太陽光発電システムを設置し売電を開始したもので、申請者本人及び本人と同じ世帯の納税義務者全員が市税等を滞納していないこと	30,000 円	R3.6.14～ R3.9.30	https://www.city.ota-gunma.jp/005gyosei/0090-001kankyo-seisaku/2014-taiyoukouhousyoukin.html	環境政策課 0276-47-1953
群馬県	沼田市	沼田市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金	補助金	太陽光発電システム: ・自ら居住する沼田市内の住宅に対象システム(モジュールの最大出力合計値 10kW 未満)を設置する方 ・過去に同一の対象システム設置に関して沼田市の補助金の交付を受けていない方 ・令和 4 年 3 月 20 日まで実績報告書が提出できること ・世帯全員の市税の滞納がないこと 太陽熱利用システム: ・自ら居住する沼田市内の住宅に太陽熱利用システムを設置する方 ・過去に同一の対象システム設置に関して沼田市の補助金の交付を受けていない方 ・令和 4 年 3 月 20 日まで実績報告書が提出できること ・世帯全員の市税の滞納がないこと	1kW あたり 15,000 円 上限 70,000 円	R3.4.1～ R4.3.20(予算の範囲内)	http://www.city.numata-gunma.jp/life/kankyo/taiyoko/1003684.html	環境課 エネルギー対策室 0278-23-2111 内線 3075

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
群馬県	渋川市	渋川市住宅用スマートエネルギー機器設置補助金	補助金	<p>【対象者】・市民であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税滞納のない人 ・補助金申請時に対象システムを設置した住宅に居住を開始している人 ・電力供給契約者・過去にこの補助金を受けていない人【対象機器】定置用リチウムイオン蓄電池システム ・1kWh 以上で、未使用のもの・太陽光発電設備が設置された住宅へ新たに設置又は併せて設置し、常時接続していること ・H31.4.1 以降の設置工事契約締結HEMS機器・電力使用量の「見える化」ができること ・ECONET Lite 規格を標準インターフェースとして搭載していること ・未使用であること ・太陽光発電設備が設置された住宅へ新たに設置又は併せて設置し、常時接続していること ・H31.4.1 以降の設置工事契約締結住宅用太陽光発電システム ・住宅等に設置し、低圧配電線と逆潮流有りで連携しているもの ・太陽電池の最大出力の合計値が 10kW 未満のもの。未使用のもの ・蓄電池又は V2H とあわせて設置し、常時接続していること ・R2.4.1 以降の設置工事契約締結 V2H・EV 又は PHV に充電し、EV 又は PHV に搭載された電池と住宅で電気を相互に供給することが可能であること ・未使用であること ・太陽光発電設備が設置された住宅へ新たに設置又は併せて設置し、常時接続していること ・一般財団法人次世代自動車振興センター(NeV)が実施する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」において補助対象としているV2Hであること。 ・R2.4.1 以降の設置工事契約締結 EV 又 PHV ・新車であること。自家用車であること。 ・車両を保管する住宅に V2H が設置されている、又は車両とともに購入すること ・NeVが実施する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」において補助対象としているEV又はPHV(普通自動車、小型自動車又は軽自動車に限る)であること。 ・R2.4.1 以降の売買契約締結 	<p>蓄電池</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4kWh 未満: 30,000 円 ・4kWh 以上: 50,000 円 <p>HEMS: 10,000 円</p> <p>太陽光</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4kW 未満: 30,000 円 ・4kW 以上: 50,000 円 <p>V2H、EV、PHV: 50,000 円</p>	R3.4.1～ R4.3.31(予算の範囲内)	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/gomi/kankyoseisaku/p006515.html	環境政策課 0279-22-2114

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
群馬県	藤岡市	藤岡市住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金	補助金	1.市内に住所を有し、市税を滞納していない方 2.市内に転入予定、又は転入してから1年以内であり、転入前の市町村において市税を滞納していない方 3.建物の所有が申請者以外の場合、承諾書を提出できる方 4.市内の自ら居住する住宅(住居部分の面積が1/2以上の併用住宅を含む)に、対象システムを設置する、又は対象システム付き住宅を購入する方	①太陽光発電設備と蓄電池の同時設置 太陽光発電設備1kW当たり2万円(上限8万円)、リチウムイオン電気容量1kWh当たり2万円(上限10万円) ②蓄電池の単体設置 リチウムイオン蓄電池容量1kWh当たり1万円(上限5万円)	(申請受付) R3.4.1～ R4.3.25	https://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kankyo/reenergy_hojo2021.htm	森林環境部環境課 環境企画係 0274-40-2264
群馬県	富岡市	富岡市住宅用新エネルギー機器設置補助金	補助金	次に掲げる要件をすべて満たす者。 (1)市内において、自ら居住する既築住宅等に太陽熱利用システムを設置しようとする場合(既設の太陽熱利用システムを撤去し、新たに設置する場合を含む) (2)市民及び市民になることが確実であると認められる場合 (3)太陽熱利用システムの設置工事を当該年度中に完了し、報告書を提出できると認められる場合 (4)世帯の全員が市税及び国民健康保険税を滞納していない場合	太陽熱利用システムの購入及び据付工事に係る経費(既設のシステムの撤去が生じる場合は、撤去に係る経費を除く)に100分の10を乗じて得た額(千円以下の端数切り捨て)とする。ただし、強制循環型にあつては4万円、自然循環型にあつては2万円を限度とする。	R3.4.1～ R4.3.31(予算の範囲内)	https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1488435652488/index.html	環境課
群馬県	みどり市	住宅用新エネルギーシステム等設置補助金	補助金	以下の要件をすべて満たしている方 ・住宅の用に供する床面積が、延床面積の1/2以上である方 ・市税(国民健康保険税を含む)を滞納していない方 ・補助は同一年度1世帯当たり1回限りとし、過去に同様のシステムに係る補助を受けていない方。 ・パネルの最大出力が10kW未満であること。 ・低圧配電線と逆潮流ありで系統連系しているもの。 ・令和3年度内に電力需給を開始すること。 ・未使用品のもの(中古品は除く)	最大出力1kW当たり30,000円・上限50,000円 ※1 出力は小数点第2位以下切り捨て ※2 定置型リチウムイオン蓄電池との同時申請に限り50,000円加算	R3.4.1～ R4.3.31	https://www.city.midori.gunma.jp/www/contents/1554091627081/index.html	生活環境課 0277-76-0985
群馬県	榛東村	榛東村太陽光発電システム設置整備事業費補助	設置実績に基づき支給	村内居住者で住宅に居住する者。最大出力の合計値が10kW未満に限る。	最大8万円、ただし村内事業者による設置の場合は最大16万円	毎年度4.1～ 3.31	村内事業者設置の場合の16万円の内訳は、現金8万円と村商業振興会振興券8万円。	住民生活課

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
群馬県	吉岡町	令和3年度住宅用太陽光発電システム設置整備事業	補助金	町内に住所を有し、自ら居住する住宅に発電システムを設置した者、又は自ら居住するため発電システム付き住宅を購入した者で、当該者の属する世帯全員が町税等を完納している者とし、建物が共有名義の場合は全員の同意を得ているものとする。なお、法人、集合住宅及び店舗併用住宅(居住部分の延べ床面積が2分の1未満のもの。)は除く。	1kW 当たり 25,000 円で上限 100,000 円。	R3.4.1～ R4.3.31	https://www.town.yoshio-ka.gunma.jp/kurashi/kan-kyo/taiyokou.html	住民課 0279-54-3111
群馬県	中之条町	中之条町住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金	設置費補助	(1) 中之条町に住民登録を行っている方。 (2) 自分が所有若しくは居住する中之条町内の住宅等(併用住宅を含む。)にシステムを設置する方又はシステムが設置された新築住宅を購入する方 (3) 世帯全員が町税及び使用料等を完納していること。	(1) 太陽光発電システム 町内業者施行 ・1kW 当たり 40,000 円 ・上限 160,000 円 町外業者施行 ・1kW 当たり 20,000 円 ・上限 80,000 円 (2) 定置用リチウムイオン蓄電池システム 町内業者施行 ・1kWh 当たり 30,000 円 ・上限 150,000 円 町外業者施行 ・1kWh 当たり 15,000 円 ・上限 75,000 円 (3) ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS) ・費用額(税別)の 1/10 ・上限 20,000 円	R3.4.1～ R4.3.31	https://www.town.nakanajo.gunma.jp/~info/2-kikakuseisaku/taiyoko-hojo/taiyoko-hojo.html	企画政策課 0279-75-8837
群馬県	嬭恋村	嬭恋村住宅改修等助成金	補助金	・助成の対象となる住宅は、助成を受けようとする者が村内に所有又は新築する住宅等とする。 ・助成対象となる工事は、村内施工業者による村内で施工される新增改築等工事であること。	住宅改修等助成金の一環(村内業者に限る) ・費用の 20% ・上限 200,000 円・10kW 未満	R3.4.1～ R3.12.25(工事完了は R4.3.31 まで	http://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/mura/shoukou/2016-0215-1900-26.html	観光商工課 0279-82-1293
群馬県	高山村	高山村住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	村内に住所を有する者又は村内に住所を有する見込みのある者(法人は除く。)で、自ら居住する住宅等に設置される発電システム	1kW あたり 70,000 円 上限 200,000 円	R3.4.1～ R4.3.31 (予算の範囲内)	https://www.vill.takayama.gunma.jp/02chiiki/taiyoko/taiyoko-hojo.html	地域振興課 0279-63-2111
群馬県	東吾妻町	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	・着工前に申請された住宅用太陽光発電システム(太陽電池パネルの公称最大出力 10kW 未満)の設置工事及び同規模設備を有する新築家屋の購入。 ・当該設備は、未使用品であること。 ・電力会社と電灯契約及び余剰電力の売電契約を締結するもの。	発電システムの最大出力に基づき算出する ・上限 200,000 円。 町内業者施工 ・1kW あたり 40,000 円 町外業者施工 ・1kW あたり 25,000 円	R3.4.1～ R4.3.31	https://www.town.higashitagatsuma.gunma.jp/www/contents/1253940543963/index.html	町民課 0279-68-2111

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
群馬県	昭和村	昭和村住宅用太陽光発電システム設置補助金	補助金	(1)昭和村村内において、自ら居住する住宅等に設置される発電システムであること。 (2)発電システムの設置工事を当該年度中に完了し、実績報告を提出できること。 (3)発電システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回とし、世帯の全員が村税等を滞納していない者に限る。	1kW 当たり 25,000 円 上限 100,000 円	R3.4.1～ R4.3.31	https://www.vill.showa.gunma.jp/kurashi/kurashi/hojyokin/2017-0224-1340-29.html	産業課 0278-24-5111
群馬県	玉村町	玉村町住宅用太陽光発電システム設置整備事業	補助金	・発電システム設置後(系統連系後)90日以内に必要書類を揃え、交付申請書を提出すること。 ・町内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していること、又は町内に自ら居住するため発電システム付き新築住宅を購入していること。 ・補助金を受けようとする者及びその者の属する世帯員全員が町税を完納していること。 ・過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。	1kW あたり 15,000 円 円上限 45,000 円	R3.4.1～ R4.3.31	https://www.town.tamamura.lg.jp/docs/2020073100023/	環境安全課 0270-64-7708
群馬県	板倉町	板倉町住宅用太陽光発電システム設置補助事業	補助金	町内在住で住宅用太陽光発電システムを設置した者(建売含む)	25,000(円/kW) ※上限 10 万円	R3.4.1～ R4.3.31(予算の範囲内)	https://www.town.itakura-gunma.jp/cont/s010000/d010010/20190304092656.html	住民環境課 環境下水道係
群馬県	明和町	明和町住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	自ら居住する町内の住宅に対象システムを設置した者、又は町内に自ら居住するため対象システム付き住宅を購入した者	【太陽光発電システム】 1kW 当たり 10,000 円 上限 10 万円 【定置型蓄電池】 1kWh 当たり 10,000 円、上限 6 万円	R3.4.1～ R4.3.31 (予算の範囲内)	https://www.town.meiwa-gunma.jp/life/soshiki/sangyokankyo/kankyohozen/1/5/2442.html	産業環境課 0276-84-3111
群馬県	千代田町	千代田町住宅用太陽光発電システム設置補助金	補助金	自ら居住する町内の住宅に発電システムを設置した者又は町内に自ら居住するため発電システム付き住宅を購入した者(平成 22 年 4 月 1 日以降に引き渡しを受けた者とする。)で、当該者の属する世帯全員が町税(千代田町税条例(昭和 30 年 6 月 19 日千代田村条例)第 3 条に規定する町税をいう。)及び国民健康保険税を滞納していない者とする。	3 万円/1kW 上限:6 万円	R3.4.1～ R4.3.31 (予算の範囲内)	http://www.town.chiyodagunma.jp/kankyo/kankyo/kankyo001.htm	建設環境課 0276-49-5200
群馬県	邑楽町	邑楽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	自ら居住する町内の専用住宅又は併用住宅(居住部分が 2 分の 1 以上であること。)に発電システムを設置した者又は町内に自ら居住するための発電システム付き住宅を購入した者	1kW 当たり 2 万円 上限 6 万円	R3.4.1～ R4.3.31	https://www.town.oragunma.jp/s017/020/060/050/shien12.html	安全安心課

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県	県	住宅用省エネ設備導入支援事業補助金	補助金	・回玉県内の自らが居住する既存住宅(集合住宅を除く))に新たに省エネ設備を設置する方	●太陽熱(強制循環形) 5万円/件	令和4年2月28日まで	埼玉県	エネルギー環境課 TEL:048-830-3042
埼玉県	さいたま市	スマートホーム推進・創って減らす機器設置補助金	補助金	・市民(これから市民になる方を含む)が自ら居住する住宅に、省エネ対策を実施するために要する費用の一部を補助。 ・工事の完了日が令和3年3月16日(火)から令和4年3月15日(火)までのものが対象。 ・市税に滞納がないことを条件に補助金を交付する。	○太陽光 <4kW未満>3万円/件 <4kW以上>5万円/件 ●太陽熱(自然循環) 3万円/件 ●太陽熱(強制循環) 5万円/件	令和4年1月31日(月)まで	さいたま市	環境局環境共生部 環境創造政策課 ゼロカーボン推進係 TEL:048-829-1324 FAX:048-829-1991
埼玉県	川越市	令和3年度川越市再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金	補助金	補助対象者は、次に掲げる者であって、実績報告書を提出する時点において、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、本市で課税された市税(国民健康保険税を含む。)のうち、納期限を過ぎた市税に未納がないことが確認できるものとする。 1. 居住している市内の住宅に補助対象設備を設置する方(既存の住宅への設置) 2. 居住するために市内に住宅を建築し、補助対象設備を設置する方(新築・建替) 3. 補助対象設備が設置されている住宅を居住するために市内に購入する方(建売)	○太陽光 4kW以上/3万円 ●太陽熱 1.5万円/件	【前期】 令和3年5月6日(木)から5月28日(金) 【後期】 令和3年10月1日(金)から10月29日(金)	川越市	環境部環境政策課 地球温暖化対策担当 TEL:049-224-5866 (直通) FAX:049-225-9800
埼玉県	熊谷市	熊谷市再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金	補助金	・市内の住宅に未使用の太陽光発電システム/太陽熱利用システムを設置する者。 ・太陽光発電の場合は、電力会社と余剰電力の買取契約を締結し、系統連系を完了していること。	○太陽光発電 2万円/kW(上限10万円) ●太陽熱利用 自然循環型 1万円/件 強制循環型 3万円/件 「まち元気」熊谷市商品券で交付	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで ※予算額に達した場合は受付を終了。	熊谷市	環境政策課 環境政策係 TEL:048-536-1547 (直通) FAX:048-536-2009

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県	川口市	令和3年度川口市地球温暖化対策活動支援金	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人又は市内に所在する区分所有者の団体 ・市税に滞納がないこと ・令和3年3月1日から令和4年2月28日の間に、原則として自らが所有し、かつ居住している住宅又は集合住宅に太陽光発電システムを設置し、又は同システムが設置された新築住宅を購入し、引き渡しを受けたもの(増設は対象外) ・その他、支援対象システムごとに定めた交付要件を満たしていること 	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光 設置費の1/2とし上限額まで 市内業者:上限20万円/件 市外業者:上限8万円/件 ※6kWを超える場合、2万円/kW加算(加算上限10万円) ●太陽熱 設置費の1/2とし上限額まで 市内業者:上限20万円/件 市外業者:上限8万円/件 	令和3元年5月6日～令和4年3月11日(必着)	川口市	環境総務課 地球温暖化対策係 TEL:048-228-5320 FAX:048-228-5382
埼玉県	所沢市	令和3年度所沢市スマートエネルギーハウス推進補助金(家庭用)	補助金	以下の全てを満たす場合 1. 自らが居住する市内の住宅に、補助対象事業を実施する方 2. 補助金の申請時又は実績報告時に所沢市に住民登録されている方 3. 補助金の申請時及び実績報告時に市税の滞納がない方 4. 同一の事業について、市のその他の補助金の交付を受けていない方	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光(HEMS又は蓄電池を同時に設置するもの) 2万円/kW(上限10万円) ●太陽熱(強制循環) 2万円/m²(上限12万円) 	令和3年4月1日(木曜)～令和4年2月28日(月曜) ※予算額に達した場合は受付終了	所沢市	環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課 TEL:04-2998-9133 FAX:04-2998-9394
埼玉県	飯能市	住宅用太陽光発電システム等設置補助制度	補助金	戸建て住宅、店舗等の兼用住宅(当該建築物の延べ面積の2分の1を超える面積を住宅の用途に供するもの)に限る。 ※集合住宅は対象外	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光 <余剰売電型> 2万円/kW(上限7万円) <自家消費型> 定額15万円 ●太陽熱(自然循環) 3万円/件 ●太陽熱(強制循環) 5万円/件 	令和3年4月26日(月)から予算額に達するまで	飯能市	産業環境部 環境緑水課 TEL:042-973-2125 FAX:042-971-2393
埼玉県	本庄市	○本庄市住宅用太陽光発電システム設置補助金 ●本庄市住宅用エネルギーシステム設置補助金	補助金	自ら居住する市内の住宅にシステムを設置する個人。	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光 2万円/kW 上限額:7万円 ●太陽熱 自然循環型:2万円/件 強制循環型:3万円/件 	○太陽光 令和3年5月6日から予算額に達するまで ●太陽熱 令和3年4月1日から予算額に達するまで	本庄市 本庄市	環境推進課 エコタウン推進係 0495-25-1249

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県	春日部市	令和3年度家庭用環境配慮型設備設置奨励事業	奨励金 (市内共通商品券での交付)	次のいずれにも該当する者 ・自己又は同居する者が所有する住宅に対象設備を設置し、居住する(予定を含む。)こと ・同居する(予定を含む。)全員が市税等の滞納がないこと ・設備を設置する住宅又は土地に申請者以外の所有者又は共有者がいる場合、同意をえていること ・設備設置完了後、30日以内又は令和4年2月18日(金)のいずれか早い日までに実績報告書の提出ができること ・実績報告をする時点で、設備を設置した住宅に住居登録があること	○太陽光 1.5万円/kW(上限6万円) ●太陽熱(自然循環型) 1万円/件 ●太陽熱(強制循環型) 2万円/件	令和3年4月1日～令和3年12月28日(予算の範囲を超えた場合は、受付終了)	春日部市	環境政策推進課 環境政策担当 TEL:048-736-1111 内線:7715
埼玉県	狭山市	令和3年度クリーンエネルギー推進補助制度	補助金	自ら居住する市内の住宅にシステムを設置する方	○太陽光 4万円/件 ●太陽熱(自然循環) 1万円/件 ●太陽熱(強制循環) 2万円/件 ○家庭用エネルギー管理システム(HEMS) 1万円/件	令和3年4月1日から受け付けを行います。(予算の範囲を超えた場合は、受付終了)	狭山市	環境経済部環境課 TEL:04-2953-1111 FAX:04-2954-6262
埼玉県	羽生市	羽生市住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金	補助金	自己の居住を主たる目的として、市内に専用住宅を所有し又は新築する方で、当該住宅に未使用の補助対象設備を設置するもの。	○太陽光 2万円/kW(上限5万円) ○蓄電池 5万円/件	実績報告書の提出が、毎年度3月24日までにできること	羽生市	経済環境部環境課 TEL:048-561-1121 FAX:048-561-6380
埼玉県	鴻巣市	令和3年度 鴻巣市住宅用省エネルギー機器設置補助事業	補助金	市内において自ら居住・所有する住宅、又は居住目的で購入する新築住宅に補助対象となる住宅用省エネ設備を設置する方	●太陽熱(強制循環) 上限5万円/件	5月21日(金曜日)～予算(300万円)がなくなるまで(先着順)	鴻巣市	環境課計画担当 電話:048-541-1281 FAX:048-577-8462

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県	深谷市	令和3年度住宅用省エネ設備設置費補助金	補助金	住民基本台帳の登録地である市内の住宅に、自ら(又は自らと生計を一にする者)が現に居住する個人であり、当該住宅に補助対象事業を実施する者であること	○太陽光 5万円/件 ●太陽熱 3万円/件 ※補助対象工事を市内事業者に請け負わせた場合、もしくは市内小売電気事業者から電力の供給を受けている場合は補助上限額へ1万円加算	令和3年4月1日(木曜日)～令和4年3月31日(木曜日)	深谷市	環境課 電話:048-577-6539 FAX:048-548-7383
埼玉県	上尾市	省エネ対策推進奨励金(令和3年度)	補助金	①市内に住所を有し、かつ自ら居住する者であること ②申請時において、市税を滞納していないこと	○太陽光 1万円/kWまたは購入・設置費用の2分の1のうち少ない額(上限3.5万円) ●太陽熱 購入・設置費用の2分の1(上限1万円) ●ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS) 購入・設置費用の2分の1(上限1万円)	令和3年5月6日(木曜日)から令和4年3月31日(木曜日)(予算に達した時点で受付終了)	上尾市	環境政策課 Tel:048-775-6925 Fax:048-775-9872
埼玉県	草加市	令和3年度草加市地球温暖化防止活動補助金	補助金	・購入・設置工事前に申請すること。 ・補助金申請時に市税を滞納していないこと。 ・実績報告書の提出時において、市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記載されている者であること。 ・実績報告書の提出までに、1ヵ月用エコライフチェックシートを提出すること。 ・過去に同じ設備で交付を受けていないこと。	○太陽光(1kW以上のもの) 7万円/件 ●太陽熱 2万円/件	令和3年4月1日(木)～令和4年1月31日(月)	草加市	環境課環境推進係 電話:048-922-1519 FAX:048-922-1030
埼玉県	越谷市	越谷市住宅用太陽光発電設備等設置費補助金	補助金	(1)自ら居住する住宅に設置する市民若しくは申請年度内に越谷市に居住予定の方、またはマンション管理適正化法に規定する管理組合 (2)自ら対象設備を購入し、居住の用に供する一戸建て住宅又は管理するマンションに対象設備を設置する者 (3)市税等の滞納がないこと (4)対象設備を設置する建築物の敷地及び建築物等に法令違反がないこと	○太陽光:2万円/kW(市内業者上限10万円) (市外業者上限8万円) (マンション上限10kW20万円) ○リチウムイオン蓄電池:5万円/件	前期:令和3年5月10日(月)から令和3年5月21日(金) 後期:令和3年10月25日(月)から令和3年11月5日(金)	越谷市	環境経済部 環境政策課 電話:048-963-9183 FAX:048-963-9175

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県	蕨市	蕨市地球温暖化対策設備等設置費補助金	補助金	市税を完納している方で、次のいずれかに該当すること ①蕨市内に住所を有し、自らする戸建宅地球温暖化対策設備等を新たに設置する。 ②地球温暖化対策設備等の置かれた市内新築戸建住宅を購入し当該住宅に自ら居住する。	○太陽光 10万円/件 ●太陽熱 5万円/件	前期 令和3年4月1日()から令和3年9月30日(木)まで 後期 令和3年10月1日(金)から令和4年2月4日(金)まで	蕨市	市民生活部 安全安心推進課 生活環境係 電話:048-443-3706
埼玉県	戸田市	戸田市環境配慮型システム等設置費補助	補助金	(1)既築の個人住宅の所有者で当該住宅にシステムを設置する者 (2)システムが設置された新築の建売個人住宅を取得する者 (3)個人住宅の新築又は取得に併せ、当該住宅にシステムを設置する者 (4)既築の集合住宅の区分所有者で当該住宅にシステムを設置するもの	○太陽光 市内業者:3.5万円/kW (上限17.5万円) 市外業者:3万円/kW (上限15万円)	令和3年4月2日~令和4年1月31日	戸田市	環境課 電話:048-441-1800
埼玉県	入間市	入間市住宅用省エネルギー設備設置費補助制度	補助金	次の1から5の要件のすべてに該当する方 1 対象設備の工事の着手が令和2年4月1日以降であり、令和3年2月28日までに実績報告書を提出できる方 2 次のアまたはイのいずれかの住宅に対象の住宅用省エネルギー設備を設置する方 ア自ら居住している市内の既存の住宅 イ自ら居住するため市内に建築、または取得する住宅 3 実績報告を行う時点で、住宅用省エネルギー設備を設置する住宅の所在地に住民登録のある方 4 市税を滞納していない方 5 過去に同じ設備でこの補助を受けていない方	○太陽光 5万円/件 ●太陽熱 5万円/件	実施期間検討中 ※6月中には決定します	入間市	環境経済部環境課 環境総務担当 電話:04-2964-1111 内線:4221・4222

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県	朝霞市	創エネ・省エネ設備設置費補助制度	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・市税を完納し、市内に住所を有する方または転入予定の方が、自ら居住する朝霞市内の住宅に設置する太陽光発電システムで、発電した電気を自家使用し、余剰電力を電力会社に売電するシステムであること。 ・市内に所在する集合住宅に設置する発電システムで、発電された電力を当該集合住宅の共用部分にのみ使用し、管理組合で電力会社と電力需給契約を結ぶ管理者等。 ※新築の戸建住宅は、対象外です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム 戸建住宅:3.5万円/kW(上限10万円) 集合住宅:3.5万円/kW(上限50万円) ・家庭用燃料電池 定額5万円 ・リチウムイオン蓄電池 定額10万円 ・雨水貯留槽 設置費用の1/2(上限2万円) 	令和3年4月1日から令和4年2月28日まで ※予算額に達し次第受付終了となります。	朝霞市	環境推進課 電話:048-463-1512
埼玉県	桶川市	桶川市住宅用新・省エネルギー機器設置費補助制度	補助金	<ul style="list-style-type: none"> 機器の設置工事前の申請 ・市内に自ら所有し、居住する既存の住宅又は新築住宅(一つの住宅を複数の用途に使用する場合は、当該住宅の延べ面積の過半を住宅に供するものに限る。)に住宅用新・省エネルギー機器を設置する者であること。 ・住宅用新・省エネルギー機器を設置する住宅及びその敷地に都市計画法又は建築基準法も違反がないこと。 ・前年度分の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)に未納がないこと。 ・住宅用新・省エネルギー機器の設置完了時に桶川市に住民登録があること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光(2kW以上10kW未満) 5万円/件 ●太陽熱 3万円/件 	令和3年4月1日から令和4年3月18日	桶川市	環境課 tel:048-788-4924 fax:048-786-3740
埼玉県	久喜市	令和3年度久喜市住宅用エネルギーシステム設置費補助金	補助金	<ul style="list-style-type: none"> 10kW未満 申請者が所有、若しくは申請者と生計を一にする方が所有し、自ら居住する市内の住宅の屋根等に補助対象機器を設置する 申請者若しくは申請者と生計を一にする方が、市内に自ら居住するための住宅を新築し、当該住宅に補助対象機器を設置する 市内に存する補助対象機器が設置された建売住宅を、自ら居住するために購入する 	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光 6万円/件 ●太陽熱 1.5万円/件 	令和3年5月6日(木曜日)から令和3年12月28日(火曜日)	久喜市	環境経済部環境課 電話:0480-85-1111

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県	八潮市	令和3年度 住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	1kW以上10kW未満 自ら居住する市内の既存住宅または新築住宅(法人は対象外)に補助対象設備を設置した方 ※設置工事完了後(電気事業者と電力受給契約締結後)の申請	○太陽光 3万円/件 (補助件数50件)	令和3年4月15日(木曜日)から令和4年3月22日(火曜日)まで	八潮市	生活安全部 環境リサイクル課 環境保全係 電話:048-996-2111 (内線338) FAX:048-995-7367
埼玉県	富士見市	富士見市地球温暖化防止活動支援補助金交付事業	補助金	太陽光発電システム、太陽熱利用(自然循環型・強制循環型)システムまたは定置用リチウムイオン蓄電池を設置し、省エネに取り組む住民に対して、予算の範囲内で再生可能エネルギー機器等設置奨励補助金を交付するもの (HEMS機器等併設加算あり) ※新築住宅・既存住宅、どちらの新規設置も対象。 ※自己居住であれば、集合住宅及び併用住宅(二分の一以上の居住面積)も対象。	○太陽光 5万円/件 (補助件数70件) ●太陽熱(自然循環型) 3万円/件(補助件数3件) ●太陽熱(強制循環型) 5万円/件(補助件数3件) ※上記にHEMS併設で2万円/件加算(補助件数28件) ○定置用リチウムイオン蓄電池 5万円/件(補助件数14件)	令和3年6月1日(火曜日)から令和4年2月15日(火曜日)まで	富士見市	経済環境部環境課 環境保全係 電話:049-252-7129
埼玉県	三郷市	三郷市太陽光発電システム等導入促進事業補助金	補助金	市内に自ら居住し所有する既存・新築住宅	○太陽光 新築 1万円/kW (上限3万円) 既築 2.5万円/kW (上限8万円) ○蓄電システム 5万円/件	令和3年4月1日から令和4年1月末頃 (※予算額に達した場合は受付終了)	三郷市	クリーンライフ課 環境政策室 電話:048-930-7715
埼玉県	蓮田市	自然エネルギー活用システム設置費補助制度	補助金	実績報告の提出時に蓮田市の住民票が提出でき、市内の自ら居住する住宅に最大出力1キロワット以上の太陽光発電システムを新規で設置すること。	○太陽光 システム1台あたり 上限5万円(予算額に達した場合、按分して交付)	令和3年4月1日~令和4年2月1日まで申請受付	蓮田市	みどり環境課 環境担当 電話:048-768-3111 内線:224
埼玉県	坂戸市	坂戸市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	補助金	・自ら居住し、又は居住しようとする市内に存する住宅に、電力を供給する目的で、発電システムを設置する方 ・自らが居住するために発電システムが設置された市内に存する住宅を購入する方。	○太陽光 5万円/件(現金3万円、商品券2万円で支給) (補助件数35件)	令和3年4月1日から予算の範囲内まで(先着順)	坂戸市	環境政策課 企画調整係 電話:049-283-1331 内線364
埼玉県	幸手市	幸手市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	市内に住所を有し、自らが現に居住し、又は居住しようとする住宅(店舗併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上に限ります。)に初めて太陽光発電システムを設置する人	○太陽光 2万円/kW (上限8万円) (補助件数24件)	令和3年4月8日から予算の範囲内まで(先着順)	幸手市	環境課環境担当 TEL0480-48-0331

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県	吉川市	度住宅用太陽光発電設備設置事業補助金	補助金	1.市内に居住していること(補助金の交付申請の日の属する年度の末日までに市内に居住する予定であること) 2.自ら所有し、かつ、自らの居住する一戸建ての既存住宅もしくは新築 ZEH に太陽光発電設備を設置すること	○太陽光 <4kW以上>4万円/件 <4kW未満>3万円/件 (補助件数 24 件)	令和3年4月1日～令和4年3月31日 (予算額に達した場合は受付終了)	吉川市	環境課環境保全係 048-982-9698 (直通)
埼玉県	白岡市	令和3年度白岡市住宅用創エネ・省エネ機器設置費補助金	補助金	・市内に住所を有し、又は申請受付開始日から実績報告書の提出期限までに市内に住所を有しようとする方 ・自ら居住する市内に所在する既存住宅、又は自ら居住するために市内に購入する既存住宅に、補助対象機器を設置する方	○太陽光 3万円/件	令和3年4月16日(金)から受付予算の範囲内にて先着順。予算に達した場合は、受付を終了	白岡市	環境課 環境保全担当 0480-92-1111 (内線 284・285)
埼玉県	三芳町	令和3年度三芳町住宅用太陽光発電システム設置補助金	補助金	【対象住宅】 ①既存住宅に太陽光発電システムを設置する場合 ②太陽光発電システム付き新築住宅を購入する場合 ③太陽光発電システム付き新築建売住宅を購入する場合 ※住宅としての面積が床面積の2分の1以上の併用住宅可、集合住宅は対象外。 【定置用リチウムイオン蓄電池】 太陽光発電等により発電した電力又は夜間電力などを利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもの。 【対象住民】 ①対象住宅に電力を供給する目的で、1キロワット以上の発電システムを設置する方。 ②対象住宅に自ら居住する者、申請年度内に町内に居住する予定であり、当該地に居住する方。 ③基本台帳又は外国人登録原簿に記載されている方。 ④建築物の敷地等に建築基準法、都市計画法等の違反がない方。 ⑤町税等を滞納していない方。	○太陽光 5万円/件 (補助件数 20 件)	令和3年4月16日(金)～令和4年2月25日(金) ※(受付期間内であつても、予算額に達したところで受付終了)	三芳町	環境課 環境対策担当 049-258-0019 (内線:216・217)
埼玉県	越生町	越生町再生可能エネルギー設備等普及促進事業補助金	補助金	自ら居住し、又は居住しようとする町内の1戸建て住宅に再生可能エネルギー設備等を設置する方で、町税を滞納していない方。	○太陽光 6万円/件 (補助件数 7 件) ○家庭用燃料電池 6万円/件 (補助件数 1 件) ○リチウムイオン蓄電池 6万円/件 (補助件数 4 件)	令和3年4月1日(木)～令和4年2月25日(金)	越生町	まちづくり整備課 生活環境担当 049-292-3121

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県	滑川町	滑川町住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	町内において自ら居住し、または居住しようとする1戸建て住宅に再生可能エネルギー設備を設置する個人で、町税を滞納していない方。	〇太陽光 5万円/件	令和3年4月1日から令和4年3月10日までに実績報告書を出せる方	滑川町	環境課 生活環境担当 0493-56-6909
埼玉県	吉見町	太陽光発電補助制度	補助金	自ら居住する町内の住宅に発電設備を設置する方、または自ら居住するために町内に発電設備付き住宅を購入する方。 ただし、住宅の所有権を有しないときは、当該住宅の所有権を有する者から機器の設置に関する同意を得ている方	〇太陽光 2万円/kW (上限5万円) (補助件数12件)	令和3年4月1日～ ※予算額を超える申請があった場合は、受付を終了することがあります。	吉見町	環境課環境衛生係 63-5017(直通)
埼玉県	ときがわ町	ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 (1) 補助金交付の申請をしようとする年度に、自ら居住する町内の住宅(併用住宅の場合は、住宅部分の面積が総床面積の2分の1以上のものに限る。以下同じ。)に発電システムを設置する者、及び自ら居住するために町内に発電システム付き住宅を購入する者。ただし、住宅の所有権を有しないときは、当該住宅の所有権を有する者から機器の設置に関する同意を得ていること。 (2) 市町村税等を滞納している者がいない世帯に属する者 ※太陽電池容量(日本工業規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値をいう。以下同じ。)が10キロワット未満のものであること。また、着工前申請が前提となる。	〇太陽光 補助金の額は、太陽電池容量の値(単位はキロワットとし、小数点以下2位未満は切り捨てる。)に、20,000円を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、60,000円を限度とする。 ※先着順で10件	令和3年4月1日から予算の範囲内まで(先着順で10件)	ときがわ町	建設環境課 環境担当 0493-65-0814
埼玉県	横瀬町	横瀬町住宅環境改善及び空き家活用促進補助事業	補助金	① 自己の居住のために使用している1戸建ての住宅及び併用住宅 ② 空き家(以下の条件あり) ・工事完了後1年以内に自らが居住若しくは事業を開始する ・工事完了後1年以内に第三者の居住のために貸し出す	〇太陽光 1.5万円/kW(上限5万円) 〇ホームエネルギー マネジメントシステム (HEMS) 1万円/件	令和3年4月1日から随時受付。 ※(受付期間内であっても、予算額に達したところで受付終了)	横瀬町	振興課 産業・環境グループ TEL0494-25-0114

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県	皆野町	住宅用太陽光発電設備設置費補助金及び太陽熱温水器設置費補助金	補助金	○住宅用太陽光発電 ・自ら居住する既存住宅(併用住宅の場合は、住宅部分の面積が総面積の2分の1以上)に設置し、自ら電力会社と受電契約を結ぶ者 ・補助金の交付は1住宅につき1回限りとする。 ・町税等の滞納がないこと。 ●太陽熱温水器 ・町内の自ら居住又は居住する予定の住宅(併用住宅の場合は、住宅部分の面積が総面積の2分の1以上)に設置し、自ら電力会社と受電契約を結ぶ者 ・町税等の滞納がないこと。 ・設置前において、使用に供されていないものであること。	○太陽光 <4kW以上>10万円 <2以上4kW未満>5万円 ●太陽熱 3万円/件	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで ※予算額に達した場合は受付を終了。	皆野町	町民生活課 0494-62-1232
埼玉県	東秩父村	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	・村内に住所を有していること ・発電システムを設置する建築物及び建築物の敷地等に建築基準法等の違反がないこと ・申請時において村税の滞納がないこと	○太陽光 10万円/件 (補助件数2件)	令和3年4月から随時受付。予算の範囲内にて先着順。予算額に達した場合は、受付を終了	東秩父村	保健衛生課 0493-82-1777
埼玉県	寄居町	エコハウス推進事業補助金	補助金	HEMSとセットで導入のみ対象 町民、または新たに町民となる方で、自らが居住するための住宅(下記A、B、Cのいずれか)へ、エコハウス事業を実施し、期限までに実績報告書を提出できる方が対象です。 A 新築住宅へのエコハウス事業の実施 B 既築住宅へのエコハウス事業の実施 C エコハウス事業が実施された新築住宅の購入	○太陽光 8万円/件	令和4年2月末日まで	寄居町	生活環境エコタウン課 048-581-2121 (内線223・224)
埼玉県	杉戸町	杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金	補助金	町内で、自ら居住している住宅、または自ら居住するために新築する予定の住宅にエネルギーシステムを設置する方	○太陽光 5万円/件 (補助件数45件) ※上記にHEMS併設で1万円/件加算 (補助件数10件) ○蓄電池 5万円/件 (補助件数15件)	令和3年4月1日(木)から令和4年2月28日(月)※(予算の範囲を超えた場合は、受付終了)	杉戸町	環境課 環境保全担当 0480-38-0401

2021 年度 太陽熱利用機器及び太陽光発電に係る助成制度(住宅)

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県	松伏町	松伏町住宅用太陽光発電設備設置費補助金	補助金	町内の既存の一戸建て住宅に太陽光発電設備を設置し、当該住宅に自ら居住し、自ら電力会社と電力受給契約を締結する個人の方。	○太陽光 5万円/件 (補助件数 20 件)	令和 3 年 4 月 7 日(水) 午前 9 時から、受付終了: 令和 4 年 3 月 1 日(火) 午後 5 時	松伏町	環境経済課 生活環境担当 048-991-1840・ 1839